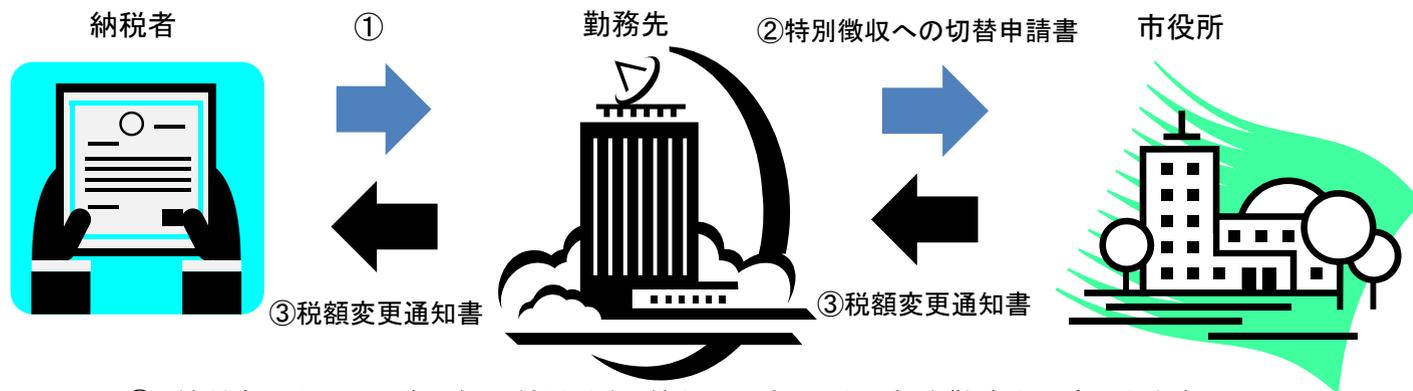


再就職した場合の市・県民税について

当年度の市県民税を課税されている方が年の途中で再就職した場合の市・県民税について、詳しくご説明します。

●再就職した場合

例) 個人納付(普通徴収)の方が、10月に再就職し給与天引き(特別徴収)へ変更した場合(年税額24万円)



- ①. 納税者より10月以降の個人納付分を、給与天引きにしたい旨を勤務先へ申し出ます。
- ②. 勤務先は、「特別徴収への切替申請書」に個人納付分を給与天引きすることを記入し、市役所へ提出します。
- ③. 市役所は、「特別徴収への切替申請書」を受理後、個人納付分を給与天引きする手続きを行い、勤務先へ税額変更通知書(勤務先用、従業員用)を送付します。

*特別徴収への切替申請書とは、年の途中から就職した納税者について、現在の個人納付から給与天引きへ変更するために、勤務先が市役所に提出するものです。

給与天引き(特別徴収)切替前

個人納付(普通徴収)

合計	6月	8月	10月	1月
240,000円	60,000円	60,000円	60,000円	60,000円



給与天引き(特別徴収)切替後

個人納付(普通徴収)

合計	6月	8月	10月	1月
120,000円	60,000円	60,000円	0円	0円



給与天引き(特別徴収)

合計	6月	8月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月
120,000円	0円	0円	15,000円							

10月以降の個人納付する15,000円×8カ月合計12万円を毎月の給与から天引きさせていただくこととなります。